

2014年8月19日

お客様各位

四国労働金庫

台風11号・12号災害に対する「災害特別融資」取扱開始について

今回の台風11号・12号は豪雨・暴風等により四国全域に多くの被害を発生させ、高知県内を中心に5市町村において「災害救助法」が適用されました。その被害を受けた多くの勤労者が一日も早く被災から復興し本来の暮らしに戻れるように、できる限りの支援を行うことが福祉金融機関である〈四国ろうきん〉の役割であることから、住宅の復旧や自動車等の耐久消費財購入費用、また、生活の建て直しに要する生活資金等、被災者を対象とした「災害特別融資」の取り扱いを開始いたします。

記

1. 台風11号・12号災害に対する「災害特別融資」制度の概要

融資対象者	勤労者個人
取扱期間	2014年8月19日～2014年12月30日
対象地域	四国全域
資金使途	① 災害復旧に要する期間の生活資金 ② 被災による自家用車の購入・修理・車庫の修繕 ③ 被災による家財道具等、耐久消費財の購入等 ④ 被災住宅の修理・改修等の復旧工事 ⑤ 災害による住宅の建築費・購入費等
融資限度額	最高1,000万円以内とする。 ※ 復旧に要する期間の生活資金は、最高100万円を限度とする。
返済期間	生活資金・・・10年以内 住宅資金・・・元金据置期間最長1年以内を含め20年以内
融資利率	5年以内・・・1.0%（固定金利） 5年超・・・1.3%（固定金利） ※ 保証料は別途
担保	無担保
保証人	（一社）日本労働者信用基金協会

保証料率	会員・・・・・・・・・・0.7% 一般勤労者・・・・・・・・1.2%
必要書類	自治体が発行する罹災証明書等

2. 被災者が不動産担保貸付（住宅ローン）を利用する場合

被災者が台風11号・12号による豪雨等が原因で住宅の新築・増改築を行うにあたって不動産担保貸付を利用する場合には、融資金利を「0.1%」減免します。

3. 既往融資者からの返済期間の繰り延べ依頼があった場合の対応

住宅ローン等の既往融資利用者が被災し、当面の返済方法等について相談を受けた場合は、生活支援という立場から対応します。

以 上